

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則及び新潟市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月11日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第62号

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則及び新潟市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則の一部改正)

第1条 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則（平成8年新潟市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別記様式23号から別記様式第25号までの規定中「第7条第5項第4号イからヌまで」を「第7条第5項第4号イからルまで」に改める。

(新潟市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 新潟市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成12年新潟市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「第9条第6項」の次に「及び第7項」を加える。

第17条の2及び第17条の3中「第7条の2第4項」の次に「及び第5項」を加える。

第19条中「第9条第6項」の次に「及び第7項」を加える。

別記様式1号（第3面）及び別記様式第5号（第2面）中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に、「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改める。

別記様式第8号の2中「第9条第6項」の次に「及び第7項」を加え、

「

該 当 す る 条 項 (該当するものの番号を○で囲んでください。)	一般廃棄物処理施設	
	1	法第7条第5項第4号イ
	2	法第7条第5項第4号ロ
	3	法第7条第5項第4号ハ
	4	法第7条第5項第4号ニ
	5	法第7条第5項第4号ホ
	6	法第7条第5項第4号ヘ
	7	法第7条第5項第4号チ
	8	法第7条第5項第4号リ
	9	法第7条第5項第4号ヌ
	産業廃棄物処理施設	
	1	法第7条第5項第4号イ
	2	法第7条第5項第4号ロ
	3	法第7条第5項第4号ハ
	4	法第7条第5項第4号ニ
	5	法第7条第5項第4号ホ
	6	法第7条第5項第4号ヘ
	7	法第14条第5項第2号ハ
8	法第14条第5項第2号ニ	
9	法第14条第5項第2号ホ	

を

」

「

<p>該 当 す る 条 項 (該当するものの番号を○で囲んでください。)</p>	<p>一般廃棄物処理施設</p> <p>1 法第7条第5項第4号イ</p> <p>2 法第7条第5項第4号ロ</p> <p>3 法第7条第5項第4号ハ</p> <p>4 法第7条第5項第4号ニ</p> <p>5 法第7条第5項第4号ホ</p> <p>6 法第7条第5項第4号ヘ</p> <p>7 法第7条第5項第4号ト</p> <p>8 法第7条第5項第4号リ</p> <p>9 法第7条第5項第4号ヌ</p> <p>10 法第7条第5項第4号ル</p> <p>(8, 9及び10にあつては、法第7条第5項第4号チに係るものを除く。)</p>
	<p>産業廃棄物処理施設</p> <p>1 法第7条第5項第4号イ</p> <p>2 法第7条第5項第4号ロ</p> <p>3 法第7条第5項第4号ハ</p> <p>4 法第7条第5項第4号ニ</p> <p>5 法第7条第5項第4号ホ</p> <p>6 法第7条第5項第4号ヘ</p> <p>7 法第7条第5項第4号ト</p> <p>8 法第14条第5項第2号ハ</p> <p>9 法第14条第5項第2号ニ</p> <p>10 法第14条第5項第2号ホ</p> <p>(8, 9及び10にあつては、法第7条第5項第4号チ又は第14条第5項第2号ロに係るものを除く。)</p>

に

」

改める。

別記様式11号(第2面)中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に、「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改める。

別記様式12号(第2面)及び(第3面)中「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改める。

別記様式13号(裏面)中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

別記様式第13号の2中「第7条の2第4項」の次に「及び第5項」を加え、

「

<p>該当する条項 (該当するものの番号を○で囲んでください。)</p>	<p>1 法第7条第5項第4号イ 2 法第7条第5項第4号ロ 3 法第7条第5項第4号ハ 4 法第7条第5項第4号ニ 5 法第7条第5項第4号ホ 6 法第7条第5項第4号ヘ 7 法第14条第5項第2号ハ 8 法第14条第5項第2号ニ 9 法第14条第5項第2号ホ</p>
--	---

を

「

<p>該当する条項 (該当するものの番号を○で囲んでください。)</p>	<p>1 法第7条第5項第4号イ 2 法第7条第5項第4号ロ 3 法第7条第5項第4号ハ 4 法第7条第5項第4号ニ 5 法第7条第5項第4号ホ 6 法第7条第5項第4号ヘ 7 法第7条第5項第4号ト 8 法第14条第5項第2号ハ 9 法第14条第5項第2号ニ 10 法第14条第5項第2号ホ (8, 9及び10にあつては、法第7条第5項第4号チ又は第14条第5項第2号ロに係るものを除く。)</p>
--	--

に

改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。